解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月五日
京都府長岡京市粟生西條ノ内二六番地総本山光明寺内　財団法人総本山光明寺財団
代表清算人　伊藤　泰如

第三期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部	
流動資産	一、〇六六、八七六
繰延資産	二三八、五一二
資産の部計	一、三〇五、三八八
負債及び正味財産の部	
正味財産	一、三〇五、三八八
負債及び正味財産の部計	一、三〇五、三八八

平成二十三年八月五日
茨城県水戸市桜川二丁目三番三〇号
一般社団法人茨城県地方自治研究センター
代表理事　吉成　好信

配当公告

福岡市中央区大名二―一二―五田中ビル南館三〇五号　破産者　株式会社キャストシステム
右の者に対する福岡地方裁判所平成二十二年（フ）第二三九三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金六一六、五九〇、一四八円
一、配当することのできる金額
金一〇、四七七、九二四円
平成二十三年八月五日
福岡市中央区大名一丁目八―二〇大名クリエイトビル五階　破産管財人　植田　正男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県下妻市平方五四九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上野　規夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月五日
事務所茨城県古河市中央町二丁目三番五〇号いばらきＩＴ人材開発センタービル四階
相続財産管理人　弁護士　志村　和俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区入江岡町九三七番地二、最後の住所茨城県つくば市苅間一四四六番地一　被相続人　亡　岩堀　清乃
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月五日
茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階
相続財産管理人　弁護士　竹若栄吾郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市古市町一丁目三七番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　酒井　邦次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月五日
群馬県前橋市古市町一丁目四七番地九
相続財産管理人　山口　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸八丁目二三番、最後の住所東京都江東区亀戸八丁目二三番三―二一〇号　被相続人　亡　隅田　昭子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月五日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市久野三四八六番地、最後の住所神奈川県小田原市久野一〇八二番地の一　被相続人　亡　一寸木政和
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月五日
神奈川県厚木市旭町一丁目二七番一号後藤ビル二階　相続財産管理人　前島　憲司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区石仏町二丁目一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　舟田八重子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月五日
名古屋市中区丸の内三丁目六番四一号ＡＭビル九階
相続財産管理人　弁護士　山内　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県三重郡菰野町大字永井八八六番地、最後の住所三重県三重郡菰野町大字川北二六八八番地　被相続人　亡　稲垣　晃
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月五日
事務所三重県四日市市大矢知町一〇七二番地六　相続財産管理人　服部　悦夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県甲賀市土山町平子五〇九番地、最後の住所京都市伏見区深草北新町六四五番地　被相続人　亡　堀　志毛
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月五日
京都市中京区丸太町通御幸町西入毘沙門町五三三松屋ビル五〇二号
相続財産管理人　弁護士　田中　恭介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市村野東町四八番、最後の住所大阪府枚方市宮之阪四丁目四三番一三号　被相続人　亡　上田　孝夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月五日
大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所
相続財産管理人弁護士　密　克行

第１期決算公告

平成23年6月24日
青森市里見一丁目22番35号
青森エコクリエイション株式会社
代表取締役　山田　明弘

貸借対照表の要旨
（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	97,001
	資産合計	97,001
負債及び純資産の部	流動負債	30
	負債合計	30
	株主資本	96,971
	資本金	98,000
	利益剰余金	△1,029
	その他利益剰余金	△1,029
	（うち当期純損失）	(1,029)
	純資産合計	96,971
	負債・純資産合計	97,001

第39期決算公告　平成23年6月15日
岩手県二戸郡一戸町鳥越字野月道ノ下17番地
株式会社岩手芝浦電子
代表取締役　京谷　龍美

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	543,518
	固定資産	298,542
	合計	842,060
負債及び純資産の部	流動負債	424,006
	固定負債	95,807
	株主資本	322,247
	資本金	150,000
	利益剰余金	172,247
	利益準備金	5,380
	その他利益剰余金	166,867
	（うち当期純利益）	(21,839)
	合計	842,060